

亀山市規則第19号

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条（略）</p> <p><u>（完了検査申請書に添付する書類）</u></p> <p>第5条の2 <u>省令第4条第1項第6号</u> <u>（省令第4条の4の2で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、市長が必要と認める図書（次の各号に該当する建築物にあっては、当該図書に加え、それぞれ当該各号に定める図書）を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。</u></p> <p><u>（1）政令第114条第1項の適用を受ける建築物（界壁が法第6条の4第1項第2号に該当するものを除く。）</u> <u>界壁の工程写真</u></p> <p><u>（2）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以</u></p>	<p>第5条（略）</p>

下「品確法」という。) 第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第7条の3第1項第2号に規定する工程に相当する箇所について、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により検査が行われることを理由に、中間検査の適用除外となるもの 品確法第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが確認できる検査報告書の写し

(中間検査申請書に添付する書類)

第5条の3 省令第4条の8第1項第4号(省令第4条の11の2で準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書(様式第5号の2)によるほか市長が必要と認める図書(法第6条第1項第4号に規定する建築物にあっては、これらの書類等に加え、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれ当該各号に定める図書)を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

(1) 木造 政令第3章第3節の規定に

適合することの確認に必要な図書

(2) 鉄骨造 政令第3章第5節の規定

に適合することの確認に必要な図書

(3) 鉄筋コンクリート造 政令第3章

第6節の規定に適合することの確認

に必要な図書

(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 政令第

3章第6節の2の規定に適合すること

の確認に必要な図書

(5) 政令第80条の2の適用を受ける

建築物の構造 同条の規定に適合す

ることの確認に必要な図書

(6) 基礎の構造 政令第38条各項の

規定に適合することの確認に必要な

図書

(書類の閲覧等)

第24条 省令第11条の3第1項各号

に掲げる書類（以下「概要書等」とい

う。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」

という。）は、亀山市産業建設部都市

整備課とする。

2～7 (略)

(書類の閲覧等)

第24条 省令第11条の4第1項各号

に掲げる書類（以下「概要書等」とい

う。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」

という。）は、亀山市産業建設部都市

整備課とする。

2～7 (略)

様式第5号の次に次の1様式に加える。

中間検査の申請に関する工事監理報告書
(構造 _____ 造)

年 月 日

亀山市建築主事又は指定確認検査機関 様

工事監理者 () 建 築 士 () 登 録 第 _____ 号
() 建築士事務所 () 登 録 第 _____ 号
建築士事務所名 _____
住 所 _____
氏 名 _____
連絡先 電話 () _____

下記建築物の特定工程までの工程については、適切に工事監理を行い、建築基準関係規定に適合することを確認していますので、報告します。

建 築 確 認 番 号 年 月 日	第 _____ 号 年 月 日
建 築 主 氏 名	
建 築 場 所	亀山市
建 築 物 の 用 途	

様式第9号及び様式第11号中「㊟」を削り、様式第13号中「㊟」及び「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。